

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第381号)

平成17年6月10日

横情審答申第381号

平成17年6月10日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に  
基づく諮問について（答申）

平成14年10月4日都北開第150号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「完成検査事務取扱い要領に類するもの（港北NT）（橋・道路）」の非  
開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「完成検査事務取扱い要領に類するもの（港北NT）（橋・道路）」を不存在として非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「完成検査事務取扱い要領に類するもの（港北NT）（橋・道路）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成14年7月12日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が作成されていないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

港北ニュータウン事業の宅地造成工事（道路工事）に関する完成検査業務は、横浜が行っている通常の完了検査業務と同様であり、港北ニュータウン事業に限っての「完成検査事務取扱い要領」を作成していない。

なお、完了検査（竣工検査）関係資料については、道路工事が完了した時点で、都市計画局港北ニュータウン建設事務所（当時。以下「建設事務所」という。）の道路担当が完了検査を行い、「道路工事検査済書」を住宅・都市整備公団（当時。現在は、独立行政法人都市再生機構。以下「公団」という。）に交付しているが、平成9年3月31日建設事務所廃止時に港北ニュータウン全地域にわたっての宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「宅造法」という。）に基づく検査済証が交付されたため、誤って文書を廃棄しており、道路工事検査済書は保存されていない。

## 4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分の取り消しを求める。
- (2) 港北ニュータウンの道路等の完了検査（竣工検査）関係資料は、道路局には全く存在しないとの決定通知を度々受けている。従って港北ニュータウンにおいては、「特

殊なとり決め」がなされているとでも考えなければ、これら多数の文書の不存在を説明できない。協定等を全てチェックした結果の結論として、「特殊なとり決め」とは、要領以外にはあり得ない。

- (3) 実施機関は、港北ニュータウン事業に限っての「完成検査事務取扱要領」を作成していないとしているが、実は作成している。

すなわち、港北ニュータウン事業に先立って横浜市は公団と協議を行い、各種の協定・要領等を締結しているが、そのひとつとして横浜北部新都市第一地区、第二地区土地区画整理事業の施行に伴う宅地等の造成工事の協議等に関する事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）がある。事務取扱要領によれば次の如く「別に定める要領」の存在が示されている。

事務取扱要領第 11 条（検査等）では、「造成協定第 9 条に規定する検査及び第 13 条に規定する先行使用宅地の仮検査に関する取扱い等は、別に定める要領に基づき処理するものとする。」としている。

ア 実施機関による「法制執務の手引き」にも「別に定める」とは、「他の法令に別に定めがあることを表わす」としている通り、この表現は「存在」を意味している。

イ 実際にも、事務取扱要領の中で 5 回用いられているが、本件申立文書以外はいづれも別の定めが実在している。以下、次の通りである。

(ア) 事務取扱要領第 6 条第 2 項の「別に定める第 1 号様式に従い設計協議依頼書を添付するものとする。」

(イ) 事務取扱要領第 6 条第 3 項の「別に定める第 2 号様式に従い協議済書を公団へ送付するものとする。」

(ウ) 事務取扱要領第 6 条第 4 項の「別に定める第 3 号様式に従い、着工届...を提出するものとする。」

(エ) 事務取扱要領第 11 条の「先行使用宅地の仮検査に関する取扱い等は、別に定める要領に基づき処理するものとする。」

ウ 特に、事務取扱要領第 11 条（検査等）では「造成協定第 9 条に規定する検査及び第 13 条に規定する先行使用宅地の仮検査に関する取扱い等は、別に定める要領に基づき処理するものとする。」として、「造成協定第 9 条に規定する検査」は「先行使用宅地の仮検査に関する取扱い」と並列して書かれている。従って、片方の（仮検査）が存在する以上、もう一方も存在することは明白である。

エ 現実にも、港北ニュータウンの宅造の完了検査は、横浜市の通常の完了検査と異

なっている。すなわち、完了検査調書（審査調書）の記載内容が一段と詳しいのみならず、完了検査も二重に実施されており、申立人が請求する「別に定める要領」に基づき、港北ニュータウン独自の完了検査が実施されたことを示している。具体的な例は次のようになるが、これは、本来、宅造完了検査を担当する課である建築局宅地指導課（当時。現在は、まちづくり調整局宅地指導課。以下「宅地指導課」という。）も「ニュータウン方式」と呼ぶ由縁のひとつである。

(ア) 宅造法第 12 条に基づく完了検査（合同検査）に先立って、各局独自の完了検査が義務付けられていたこと。

宅造工事について言えば、建設事務所の宅造係が工事完成直後に完了検査を実施しており、それを「完了確認」として審査調書に記載している。（宅地指導課は「完了確認はニュータウン独自のもの」であるとしている。）

(イ) 審査調書の記載が詳しいこと。

宅造に関して言えば、宅造法第 12 条に基づく完了検査の実施日の他にも工事名（着工届名称） 中間検査の実施期間 完了確認の日付 手直し確認の日付に至るまで記載されている。（宅地指導課では「中間検査については『許可条件』のひとつであるので必ずチェックはするが、このように日付までは記載しない」としている。）

オ 以上の如く、完了検査の方法及び調書の様式においても差は歴然としており、別に定める要領の存在を示している。

(4) 「港北ニュータウン二次造成設計の手引き」（以下「手引き」という。）が示す如く合同検査（いわゆる宅造法に基づく完了検査）の前に「道路工事完了検査」を実施するなど独自の方式が用いられている。

(5) 「道路工事検査済書は誤って廃棄をした」と聞いているので、申立人は検査済書そのものは請求していない。港北ニュータウンでは道路についても道路局による通常の道路工事完成検査とは異なるやり方（通称「ニュータウン方式」）が行われているので、申立人はその「きまり」を求めているのである。他にも、港北ニュータウンでは完成検査は道路局ではなく、建設事務所が行っており、書式（完了検査依頼、検査済書等）もニュータウン独自のものを作成し、検査依頼の添付図書等を少なくして手続きを簡略化する一方で、検査記録簿（床付け検査、路盤検査、施工検査等）を作成するなど、各所で道路局とは異なったやり方が行われている。

(6) 以上の如く、要領そのものが存在し、実態的にもニュータウン独自の方式によって

道路事業も行われている以上、どこかにそれらを示す事務取扱要領（またはそれに類するもの）が存在しなければならない。それを探して開示していただきたい。

## 5 審査会の判断

### (1) 港北ニュータウン事業について

港北ニュータウン事業は、公団施行による土地区画整理事業で、宅地を整備するための宅地造成工事についても、公団が施行している。

横浜市は、宅造法第 11 条に基づく公団からの宅地造成工事に関する協議の申出（昭和 53 年 9 月 30 日協議成立）を受け、同法に基づき宅地造成工事に関する審査・検査業務を行い、平成 9 年 3 月 31 日にすべて完了している。

### (2) 本件申立文書について

実施機関は、本件申立文書を港北ニュータウン事業により築造される道路・橋梁等の宅造法に基づく一部完了検査の方法等について定める完成検査事務取扱要領と解し、宅造法に基づく完了検査について規定したものに当たると考えられる事務取扱要領第 11 条にいう「別に定める要領」と特定している。

しかしながら、本件開示請求書からは、申立人が宅造法に基づく完了検査のみに限定した事務取扱要領を請求しているとの断定はできないこと及び道路・橋梁等については、宅造法に基づく完了検査に先立って道路工事完了検査（手引きで使用されている用語であり、以下この「道路工事完了検査」という用語を使用する。）が行われることから、道路工事完了検査の事務取扱要領に類するものについても本件申立文書に該当すると判断される。

そこで、当審査会においては、宅造法に基づく完了検査の事務取扱要領（事務取扱要領第 11 条に基づく「別に定める要領」）に加え 道路工事完了検査の事務取扱要領に類するものについての存否も検討する。

### (3) 宅造法に基づく完了検査の事務取扱要領（事務取扱要領第 11 条に基づく「別に定める要領」）の不存在について

ア 実施機関は、事務取扱要領第 11 条に基づく「別に定める要領」の規定はあるものの、横浜市宅地造成等規制法施行細則（昭和 37 年 7 月横浜市規則第 56 号。以下「施行細則」という。）第 10 条に基づく工事の一部完了検査業務（宅造法に基づく完了検査）を行うに当たり、通常の方法をとったことから、「別に定める要領」を作成する必要がなく、保有していないため非開示としたとしている。

これに対し申立人は、事務取扱要領に別に定める要領と記載されていることから、本件申立文書は存在するはずであるとしている。

イ 当審査会では、実施機関がなぜ事務取扱要領第11条に基づく「別に定める要領」を作成する必要がなかったのか、また、申立人が完了検査調書の記載内容が一段と詳しいこと及び完了検査を二重に行っているとの指摘について確認するため、平成17年3月11日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 公団は昭和49年の区画整理事業認可時点では、昭和55年には工事を完成させ使用収益を開始すると地権者に約束をしていたが、宅造協議成立が昭和53年までかかるなど、工事の遅れが懸念されていた。そこで本市においても通常の検査方法ではこの約束を履行できないとの判断から特別な完了検査方式を考え出し、約束を履行しようと考えた。

しかしながら、大幅に工事が遅れており、完了検査方法を簡素化する程度では、約束を履行することが困難なことから、やむを得ず完成時期を延伸せざるを得なかった。そこで完成時期を7年間延伸するスケジュールに変更し昭和62年までとしたため、特別な完了検査方式を取り決める必要がなくなった。

(イ) 審査調書が一段と詳しいとの申立人の主張については、審査調書の書式は通常のものと同じであり、審査調書の記載に関する規定はなく、審査調書の記載内容は統一されたものではない。

(ウ) 完了検査を二重に行っているとの主張については、法に基づく完了検査（合同検査）に先立って各局独自の完了検査を義務付けた取決めはなく、道路及び下水道については建設事務所の道路係及び下水道係が合同検査に先立って港北ニュータウン事業独自の検査を行っているが、建設事務所宅造係、緑政局（当時。現在は、環境創造局）、消防局等は合同検査のみとしている。

また、「完了確認」は公団発注工事が完了後、公団職員からの口頭依頼により、建設事務所宅造係の職員が現地立会いをするものであり、宅造法に基づく完了検査とは異なるものである。

(I) 以上の理由から、港北ニュータウンでの施行細則第10条に基づく工事の一部完了検査業務は、通常の建築局（当時。現在は、まちづくり調整局）が行っている検査方法により行っており、いわゆる「港北ニュータウン方式」と呼ばれるような特殊な方法をとっていない。したがって、「別に定める要領」を作成する必要がなかった。

ウ 当審査会としては、前記イの実施機関の説明に特段不合理な点を認めることはできず、また、そのほかに事務取扱要領第 11 条に基づく「別に定める要領」の存在を推認させる事情は認められないことから、実施機関の「別に定める要領」が存在しないとする主張については、不合理であるとは言えない。

(4) 道路工事完了検査の事務取扱要領に類するものの不存在について

ア 申立人は、事務取扱要領第11条に基づく「別に定める要領」があるはずだとの主張のほかに、道路に関する検査は建設事務所で行っており、道路工事検査済書も港北ニュータウンに限って交付されるなど、通常の道路局の検査とは異なったやり方をしていることから、その「きまり」があるはずだとしている。

イ 当審査会では、この点について、平成17年3月11日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 道路工事検査済書とは、道路・橋梁工事が路線単位の単独工事として完成した時点で、建設事務所の道路担当者が検査を行い交付する検査済書で、面的に検査（合同検査）を行い交付される宅造法に基づく宅地造成工事の一部完了検査済証とは異なるものである。

(イ) 道路工事検査済書は、宅造法に基づく完了検査に先立って交付されるもので、港北ニュータウン事業独自の方法であり、道路工事検査済書については非開示理由説明書で述べたとおり、平成9年3月31日建設事務所閉鎖時に、港北ニュータウン全地域にわたっての宅造法に基づく検査済証が交付されたため誤って廃棄してしまった。

また、道路工事検査済書の取扱いについての決裁文書も作成されたものと思われるが、写しも含め現存していない。やはり建設事務所閉鎖時に廃棄されたものと思われる。

ウ 当審査会としては、前記イ(イ)の事情聴取内容に照らすと、道路工事検査済書は港北ニュータウン事業独自の方式であり、その取扱いについて何らかの決裁文書が作成されたものと推定するが、作成されていたとしても建設事務所閉鎖時に廃棄され、現存していないとの実施機関の主張を覆すに足る確証を得ることができなかった。また、そのほかに道路工事完了検査の事務取扱要領に類するものの存在を推認させる事情が認められないことから、当該文書が存在しないとする実施機関の主張については、不合理であるとまでは言えない。

(5) 本件申立文書の不存在について

前記(3)及び(4)で判断したとおり、事務取扱要領第11条に基づく「別に定める要領」及び道路工事完了検査の事務取扱要領に類するものが現存しないとする実施機関の主張に特段不合理な点は認められず、このほかに完成検査事務取扱要領に類するものが存在すると推認させる事情は認められないことから、実施機関が本件申立文書を不存在として非開示とした決定は、妥当であると判断した。

(6) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を不存在として非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年10月4日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成14年11月15日 (第2回第一部会) 平成14年11月22日 (第3回第二部会)	・諮問の報告
平成14年12月26日	・異議申立人から意見書を受理
平成15年3月13日 (第280回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成17年2月25日 (第57回第二部会)	・審議
平成17年3月11日	・異議申立人から意見書(追加分)を受理
平成17年3月11日 (第58回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成17年3月25日 (第59回第二部会)	・審議
平成17年4月8日 (第60回第二部会)	・審議
平成17年4月22日 (第61回第二部会)	・審議
平成17年5月13日 (第62回第二部会)	・審議